

総行選第15号  
令和3年4月21日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

違法文書図画の撤去等について（通知）

公職の候補者等の政治活動用ポスターは選挙前一定期間の掲示が禁止される  
ところではありますが、第49回衆議院議員総選挙につきましては、令和3年4  
月21日から、これらのポスターの掲示が禁止されることとなります。

すなわち、この期間においては、公職の候補者等の政治活動のために使用さ  
れる当該公職の候補者等の氏名等を表示するポスター及び後援団体の政治活動  
のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターの新たな掲示が禁  
止されることとなるのはもちろんですが、期間前に既に掲示され、撤去がされ  
ていないこれらのポスターについても、公職選挙法（昭和25年法律第100  
号。以下「法」という。）第147条の撤去命令の対象となることとなります。

また、後援団体以外の政党その他の政治団体が時局講演会の開催の周知等の  
名目で掲示するポスターであっても、実質的には立候補予定者自身の政治活動  
のために使用されると認められるものも同様に法の規制を受けるものでありま  
す。さらに、これらのポスター等は、公示後いわゆる禁止を免れる行為に該当  
することとなるとみられるものもあり、厳正に措置すべきものと考えます。

貴委員会におかれましては、関係者に対し重ねて法の趣旨を周知徹底すると  
ともに、取締当局と緊密な連絡のうえ、撤去勧告・撤去命令を行うなど選挙の  
公正を確保するために必要な措置を講じ、選挙管理機関に寄せる国民の信頼に  
応えるよう、格段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第  
1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。